

平成18年9月29日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

日立キャピタル信託との相続関連業務における信託代理店契約の締結について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 上原 治也）は、日立キャピタル信託株式会社（取締役社長 小島 喜代志）と相続関連業務における信託代理店契約を締結し、10月2日（月）より、日立キャピタル信託を通じて遺言信託、遺産整理業務および資産承継プランニングの提供を開始します。

三菱UFJ信託銀行では、今後も社内外のネットワークを活用し、信託銀行の専門性を発揮した高度なサービスをお客さまに提供してまいります。

【今回取扱いを開始する業務の概要】

取扱開始日 : 平成18年10月2日（月）
取扱業務（※） : 遺言信託 [遺心伝心]
 遺産整理業務 [わかち愛]
 資産承継プランニング

以上

(※) 取扱業務の概要

・ 遺言信託 [遺心伝心]

遺言作成に係る事前のご相談、公正証書遺言の保管、将来の遺言執行まで受託する業務

※ **三菱UFJ信託銀行の遺言信託の受託は、平成18年3月末現在17,060件（うち執行付16,613件）と信託業界トップの実績**

・ 遺産整理業務 [わかち愛]

財産の調査・財産目録の作成・分割協議書作成のお手伝い・名義書換までを一連で行う業務

・ 資産承継プランニング

将来の相続を見すえた資産承継にかかわる有料のコンサルティング業務。お客さまの家族構成・財産の状況等を分析し、お客さまのニーズに沿ったプランニングを実施する業務